

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子、下澤悦夫、寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告ら準備書面（21）

2021年4月19日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周
同	中	谷	雄	二
				外35名

1 はじめに

準備書面19及び20は、日本が米国との政府間約束に主導されて、日米安保条約の枠を越えて、日本国政府が憲法9条の規範の根幹として一貫して堅持してきた自国防衛のための自衛権行使を他国防衛のためにも認める集団的自衛権行使へと踏み込んだこととその経緯及びそれが地方自治体や国民、住民、市民にどのような法的義務を課すことになったのかを法的制度の観点から詳論してきた。本準

備書面は、このような憲法違反の法制度の整備とそれに基づく自衛隊の海外派兵がどのような結果を日本という国にもたらすことになるか、そして日本に住む人々をどのような立場におくことになるかを主張するものである。それを通じて、日本国憲法が保障する平和的生存権が認められなければならないこと及び一見明白に違憲である安保法制とそれに基づく政府行為が違憲であることを正面から判断することが裁判所の役割であることを述べるものである。

2 他国の経験を参照することの意味

(1) この準備書面では、日本が今後どのような道を辿るのかを、日本と同様に第二次大戦の敗戦国として出発したドイツの再軍備及び NATO 域外への派兵を決めた後にドイツが辿った結果を追うことによって、予測しようとする。さらに派兵された各国軍の被害についてベトナム戦争における韓国軍、イラク戦争・アフガニスタン戦争における英国軍、カナダ軍の例を見て、被害の大きさを検証する。上記検証によって、日本が準備書面 19、20 で述べた法制度を整備し、米軍他の各国軍の軍事活動の支援を海外でできる法整備を行った結果、今後、海外派兵を要請する米国に対して、憲法を理由にして拒否できず、これらの諸国と同様の立場に置かれることを明らかにする。

(2) 日本国憲法第 9 条の存在は、日本が自衛隊を持った以降も海外派兵を求める米国に対して、海外派兵を拒否する理由となってきた。ベトナム戦争に派兵を求める米国に対して、韓国は拒否できず、韓国軍をベトナムに派兵することになった。その結果、韓国に現在も残る加害国としての加害責任を国民に負わせ続けてきた。兵営国家からの決別こそ、韓国民主化の鍵だとすら言われるように韓国に大きな影を投げかけ続けている。他方、日本は、湾岸戦争への自衛隊の派兵を求める米国に対して、憲法 9 条により、自衛隊を戦場に自衛隊を派兵できないとして、自衛隊の派兵を拒否し、協力を戦費負担、戦争終結後の掃海艇派遣のみに止めることができた。米国が、9. 11 テロに対する先制自衛を理由として、アフガ

ニスタン攻撃に踏み切った際、米国から協力を求められた日本は、やはり憲法 9 条により集団的自衛権を行使できないことを理由として、特別法（テロ対策措置法）を制定し、アフガニスタンに自衛隊を派遣しない代わりにインド洋に給油船を派遣し、各国軍に給油行為を行うことに止めた（甲 C 4 号証 5:06 秒）。勿論、これが戦時国際法上、紛争当事国の一方に負担する行為として、軍事的報復措置の対象となる行為であり、憲法違反であることは、別として、タリバン政権の元外務大臣自身が、給油は行ったものの日本が他国と異なり軍隊を派遣しなかったことを憲法 9 条によるものとして感謝の念を述べている（甲 C 4 号証 5:17～7:20 秒）。このように、日本によるアフガニスタン攻撃への加担行為が直接の武力行使に及ばなかった結果、派兵された自衛隊員への被害は小さかった。被害国アフガニスタンの民衆に対する直接の加害行為ではなく、間接的な加害行為に手を貸したに止まった。イラク戦争では、日本は、イラク特措法を制定し現地の復興支援のために自衛隊を派遣し、同時に戦闘行為に携わる武装した米英軍の兵士をバグダッドに輸送し、米英軍による現地の民衆に対する軍事攻撃と一体化する協力を行った（甲 C 4 号証 9:00～10:07）。この行為を憲法 9 条 1 項に違反すると名古屋高裁が判断したことは周知の通りである。こうして日本は、他国への侵略と民衆の軍事的殺害行為に直接の責任を負う行為に手を染めたのである。しかし、自衛隊が、直接戦闘行為に参加することがなかったため、自衛隊派兵に反対し、各地で運動に立ち上がった市民や派兵を違憲であるとして訴えた原告らとその支援者以外には日本国内での民衆の加害意識は薄く、日本が加害行為に直接の責任を負うのだということの認識は広がらなかった。しかし、安保法制法とその施行後の状況は、こうした状況を一変させるであろう。安保法制法施行後の状況を他国がすでに経験した事例を通して予測し、他国と同様の事態に日本が突入した際には、すでに国会はもとより、裁判所も何の歯止めもかけえないであろう。

（３）他国の経験を参照するのは、日本が今後、どのような立場に置かれ、政府だけでなく、自衛隊員も、国民も地方自治体もそこに住む住民も大きな影響を被り、

その結果、相手国の民衆に多大な苦しみをもたらし、その後長く続く加害への自責の念に日本国の国民が苦しみ続けなければならないことを高い蓋然性をもって予測することができるからである。

以下、他国の経験を検証する。

3 旧西ドイツの再軍備と NATO 域外への出兵、それがもたらしたもの

(1) 第二次大戦の敗戦国として日本と同じであったというものの、戦後旧西ドイツは基本法制定の過程で、「ドイツの完全な武装解除と非軍事化」というポツダム協定の要求を反映しながら、当時の冷戦状況を背景として、「共産主義国」に対抗するための再軍備の余地を残していた。ボン基本法と呼ばれる旧西ドイツ憲法（以下、「基本法」という。）は、その基本法制定会議の審議過程で、再軍備を定める規定は置かれなかったものの、再軍備を明文で禁止する規定も置かれなかった。基本法には、良心的兵役拒否（同法 4 条 3 項）、侵略戦争遂行準備行為の違憲性（同法 26 条 1 項）、戦争遂行用武器の製造等に対する規制（同法 26 条 2 項）、平和維持のための相互的集団安全保障体制への加入（同法 24 条 2 項）といった規定が置かれた（水島朝穂「現代軍事法制の研究」1995 年日本評論社 48 頁）。

(2) 朝鮮戦争勃発（1950 年 6 月）以前から米国は、反ソ軍事ブロックへの旧西ドイツの編入を公然と主張し、1948 年頃にはすでに米英仏の軍事スタッフによって、旧西ドイツの再軍備が検討されていた。他方、旧西ドイツのアデナウアー首相（当時）は、東側諸国からの軍事侵略の脅威ではなく、西側諸国への政治的地位向上を目標に再軍備を目指していた。しかし、その前提は、ドイツ軍国主義の復活につながることを警戒するフランスの反対もあり、独立した国民的武装力の設立ではなく、西側防衛同盟に統合されるべき軍という前提の下に準備されていた。西ドイツの国民世論は、再軍備について圧倒的多数が反対していたが、朝鮮戦争の勃発を契機として、大きく変化していった。朝鮮戦争勃発前の 1950

年 5 月に行われたエアランゲン大学の学生への世論調査では、ドイツの再軍備に反対が 91%、賛成 9%であったものが、1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発した後の、1950 年 10 月中旬～1951 年 2 月中旬になると、再軍備を原則として拒否する者 31. 5%に対し、拒否しないという態度をとった者が 64. 5%に上ったのである。このような国民世論を受けて、1954 年 10 月 23 日、パリ諸条約が締結され、ドイツの占領体制の終結、旧西ドイツの NATO 加盟承認、旧西ドイツ軍の兵力を 50 万人とすることが決定された（1955 年 2 月 27 日、連邦議会、パリ諸条約批准、5 月 5 日発効）。1955 年 7 月 23 日、志願兵法制定、1956 年 3 月 6 日、連邦議会において第 7 次基本法改正法が可決（3 月 19 日公布）された。これにより、一般兵役義務導入への前提がつくられ、連邦大統領による将校・下士官の任命、連邦国防相（平時）及び連邦首相（戦時）による命令・指揮権、統制・調査委員会として特別の地位を有する連邦議会防衛委員会の設置、基本権を保護し、かつ議会の統制の実施に際して連邦議会を補佐する防衛監察委員会の設置が規定された。第 7 次基本法改正法と同じ日に、軍事法も可決され、これによって連邦軍という名称が正式に取り入れられた。職業軍人、任期制軍人、および兵役義務者の権利・義務が規定された。同年 7 月 21 日に兵役義務法が制定され、18 歳から 45 歳までの全ての男子に一般兵役義務を課すと同時に良心的兵役拒否者のための代替役務の規定が置かれた。これらの法整備によって旧西ドイツ軍制の核心が形成され、1958 年の連邦議会における連邦軍の核武装決議に至り、再軍備と軍事法制が確立されたこの時期が、旧西ドイツの軍事法制の第一期である。この時期に軍事関係の憲法規定及び軍事法の体系が一応整備された（水島前掲書 47 頁～54 頁、225 頁）。

（3）旧西ドイツは、1968 年に基本法を改正して”完璧な”緊急事態法制を整備した。基本法改正の結果、全体として 28 の憲法条項が導入・補充または削除という形での修正を受け、1965 年～68 年に定められた「個別的緊急事態法律」は約 300 か条にのぼり、連邦共和国の憲法状態は徹底的に変革された。軍人の基本

権制限を憲法に規定する一方、軍事オンブズマン制度や強力な議会統制のシステムをつくり、「有事」（「防衛事態」および「緊急事態」という高度の防衛態勢の確認は、執行権にではなく連邦議会（または合同委員会）に留保されている）の確定を「合同委員会」というミニ非常議会に委ねるなど、執行権の暴走を防ぐ安全装置を随所に盛り込んでいる（水島朝穂「同時代への直言－周辺事態法から有事法制まで」2003年高文研53頁）。

（４）ドイツは、1990年、ワルシャワ条約機構と NATO それぞれの主作戦正面を形成してきた東西ドイツが統一し、ドイツの防衛政策は大きく変化した。それまであった巨大な軍事力の存在そのものが根底から問われることになったのである。1992年8月段階で47万6,300人いたドイツ連邦軍は、1994年末までに37万人に縮減され、他方、湾岸戦争を通じて、ドイツ連邦軍の NATO 域外出動問題が重大な憲法問題として浮上した。ドイツで問題となったのは、日本のように「海外派兵」ではなく、「NATO 域外」への派兵が問題となったのである。NATO の領域内（米国から欧州、北アフリカ、トルコまで）の連邦軍派遣は、集団的自衛権の行使（同盟事態＝NATO 条約5条事態）として可能だったが、NATO 域外への派兵は基本法上できないとされてきた。しかし、湾岸戦争後、旧ユーゴ、ソマリア、カンボジアなど NATO 域外への派遣が続き、社民党や緑の党によって違憲訴訟が提起されたが、連邦憲法裁判所は、1994年7月12日判決により、「議会の同意」を条件として NATO 域外派兵を認めた。この94年判決以来、連邦議会は連続して連邦軍派遣に同意を与え、その蓄積のもと、連邦軍改革が実施された。ドイツ連邦軍は、国防軍から海外任務を主任務にした危機対応部隊に改編されたのである。1999年には、コソボ紛争の NATO 空爆に参加し、「ブッシュの戦争」と呼ばれるアフガニスタン戦争では、陸軍特殊部隊（KSK）を米軍の戦闘作戦行動に参加させるところまで行った。2002年11月時点で、アフガニスタンの首都カブールの治安維持に876人、カンダハルに特殊部隊（KSK）92二人、ウズベキスタンに126人、クウェートに対 ABC（核・生物・化

学) 兵器部隊 238 人、「アフリカの角」(ジブチ) に海軍部隊 1278 人、ボスニア 1719 人、コソボ 4705 人、マケドニア 586 人、グルジア 14 人、米本土警戒に計 62 人などを合わせると約 1 万人が外国に派兵されていたのである。英米のように「普通に」武力行使を行う「普通の国」になったドイツは、深刻なジレンマに陥っている。アメリカはアフガンに爆弾の雨を降らせながら、後始末を NATO 諸国にまかせ、「次の獲物」に向かっている。「新参者」ドイツは甘く見られており、腰が引けてきた NATO 諸国は、バルカンではドイツに任務を押しつけている。日本と同様に「金しか出さない」と非難されたドイツは、「人も出そう」と派兵を始めるや、次々に任務を押しつけられ、ついに 1 万人もの兵士がドイツ国外に駐留することになったのである(水島前掲「同時代への直言」47 頁～49 頁)。

(5) アフガニスタンにおけるドイツ連邦軍は、2006 年にはアフガニスタン北部の治安維持を任された。そのため一時 4500 人の将兵をアフガニスタンに駐留させていた。アフガニスタンでは、米軍を中心に 2019 年 6 月 26 日までに合計 3565 人の兵士が戦死し、ドイツ軍の兵士も 54 人が死亡している。ドイツ連邦軍の歴史で、戦死者が出たのは初めてである。「激しい戦闘で負傷したり、目の前で戦友が殺されるのを目の当たりにして、帰国後も心的外傷後ストレス障害(PTSD)という精神的機能障害に苦しむドイツ人も少なくない。」という(熊谷徹 <http://www.newsdigest.de/newsde/column/dokudan/5474-964/>)。) アフガニスタン戦争で、多国籍軍参加国は、米軍の 2, 418 人、英軍 455 人、カナダ 158 人、フランス 87 人、ドイツ 54 人、その他計 3, 565 人の死者を出したのである。

犠牲は、兵士だけではない。多くの民間人がアフガニスタンへの空爆や多国籍軍の侵攻による戦闘により犠牲となっている。2007 年～2020 年までの間に、合計 42,162 人に上る民間人の死者が出ている。

アメリカの歴史学者ハワード・ジンは、アフガニスタン戦争におけるアメリカ軍の空爆により顔を血だらけにして呆然としている犠牲者たちで一杯のジャララ

バード公立病院の重症患者用病棟に関するボストン・グローブ紙の記事を紹介している。「ヌーア・モハマッド君という10歳の男の子は、包帯で全身を巻かれてベッドに横たわっている。日曜日の夕食の後、彼の家は空爆にやられ、そのため彼は両手と両目を失った。病院長のグロジャ・シムワリ医師はこの少年の負傷状態に首を横にふるだけである。そして”アメリカはこの少年のことをオサマ・ビン・ラディンと思ったに違いない。この子がオサマでないなら、なんでアメリカはこんなことをするのだ？”とシムワリ紙は述べる。…この病院の死体安置所には先週末だけで17体が運び込まれた。数か村で少なくとも89人の民間人が殺害されたと病院事務所は推定している。きのうは、爆撃によってある一家族全員が打撃をこうむったことが病院で記録されている。この爆撃によって父親、ファイサル・カリムさんは殺害された。妻のムスタファ・ジャマさんは、頭に大けがをしてベッドに横たわっている。…彼女のまわりには、最年長である18歳のブリシィナから10か月になるラヒームまで包帯を巻かれた6人の彼女の子どもたちが横たわっている。そのうちの1人、8歳のザヒドゥラは危篤状態である。」（ハワード・ジン著・田中利幸訳「テロリズムと戦争」大月書店 88 頁-89 頁が引用する Boston Globes 12 月 5 日の記事）この記事が伝える状況は、甲C 4 号証のビデオ映像のミルウェイズ市民病院にかつぎ込まれた子どもの映像と重なる（同号証 1:20～1:36 秒）。被害は、数字ではなく、その背景にはこのような一人一人の具体的な生死がある。

第1表

第1表 アフガニスタン戦争における米軍の死傷者(2018年9月28日更新)

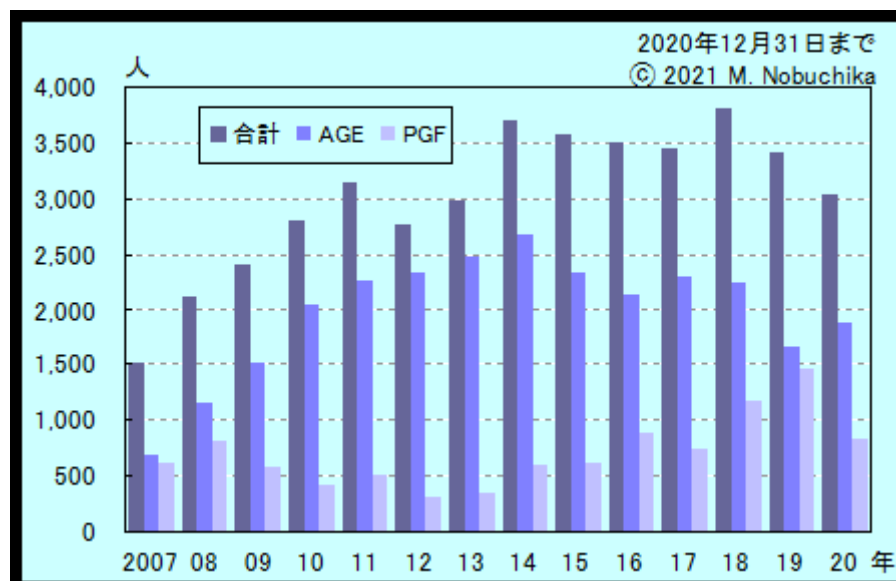
作戦別	死者			負傷者 ^{*4}		
	合計	戦闘	非戦闘	合計	軽傷	重傷
「不朽の自由」作戦 ^{*1} (Operation Enduring Freedom)	2,350	1,846	504	20,095	4,176	4,529
アフガニスタン ^{*2}	2,216	1,833	383	20,053	4,176	4,529
その他の地域 ^{*3}	131	11	120	41		
うち国防総省文官	4	2	2			
「自由の番人」作戦 ^{*4} (Operation Freedom's Sentinel)	53	37	16	309		
うち国防総省文官	2	2	0			
合計	2,403	1,883	520	20,404	4,176	4,529

^{*1}「不朽の自由」作戦は2001年10月7日から始まって2014年12月31日で終了。その後は米軍の駐留目的がアフガニスタン治安部隊の訓練となり「自由の番人」作戦(Operation Freedom's Sentinel)と名称を変更。
^{*2}2010年7月26日発表分まではパキスタン、ウズベキスタンを含むアフガニスタンおよび周辺地域として集計されていたが、7月27日発表分からアフガニスタンのみにあける死傷者となった。
^{*3}イエメン、ウズベキスタン、エチオピア、エリトリア、キルギスタン、クアンタナモウ(キューバ)、ケニア、シブチ、スーダン、セーシェル、タジキスタン、トルコ、パキスタン、フィリピン、ヨルダンにおける死傷者。
^{*4}4戦闘中に負傷した兵士で、
 軽傷:負傷後72時間以内に任務に復帰した者
 重傷:負傷後72時間以内に任務に復帰しなかった者
 ただし、2010年10月19日発表分から内訳が公表されなくなったので、内訳は同18日発表分までの負傷者数である。
 [資料出所] 国防総省ニュース:<http://www.defense.gov/News/News-Releases>

第2表 ISAF^{*1}派遣国・派遣人数(2017/8/30現在)と死者数(2019/6/26まで)

派遣国	派遣人数		死者数	派遣国	派遣人数		死者数	
	現在	最大			現在	最大		
United States*2	11,000	90,000	2,418	Armenia	121	131	0	
United Kingdom	500	9,500	465	Austria	13	9	0	
Canada	0	3,079	158	Azerbaijan	94	95	0	
France	0	4,005	87	Bahrain	0	95	0	
Germany	980	5,000	54	Bosnia & Herzegovina	55	79	0	
Italy	1,037	4,000	48	Bulgaria	86	820	0	
Poland	192	2,630	44	Croatia	94	530	0	
Denmark	97	750	43	El Salvador	0	25	0	
Australia	270	1,550	41	Greece	4	162	0	
Spain	8	1,606	34	Iceland	2	10	0	
Georgia	870	1,561	31	Ireland	0	8	0	
Romania	588	1,849	26	Luxemburg	1	11	0	
Netherlands	100	2,160	25	Macedonia	39	240	0	
Turkey	558	1,846	15	Malaysia	0	46	0	
Czech	216	626	14	Mongolia	120	195	0	
New Zealand	10	300	11	Montenegro	18	41	0	
Norway	42	600	10	Singapore	0	48	0	
Estonia	4	163	9	Slovenia	7	130	0	
Hungary	90	611	7	Tonga	0	55	0	
Sweden	25	530	5	Ukraine	10	31	0	
Latvia	22	190	3	United Arab Emirates	0	118	0	
Slovakia	40	343	3	Total*3	13,459	139,009	3,565	
Finland	29	181	2	参考: Afghanistan Security Forcesの規模(2017/7現在)			345,000	na
Jordan	0	1,069	2	ISAF(International Security Assistance Force)およびOEF活動中の死者				
Portugal	10	265	2	*1:2015年1月1日からは Resolute Support mission				
Albania	83	333	1	*2:アメリカはISAF以外にも最大で33,000人規模(確定)を派遣していた。				
Belgium	62	590	1	*3:最大派遣人数のTotalは各国の最大派遣人数の単純合計で、同時に派遣された最大人数ではない。				
Korea, Republic of	0	426	1	[資料出所] ISAF Resolute Support mission				
Lithuania	21	250	1	「対テロ戦争」関連年表				
NATO(国籍不明または未発表)	-	-	17					

第2図 アフガニスタン戦争における民間人の死者(2007年以降)



第3表 アフガニスタン戦争における民間人の死者(2007年以降)

	死者数 合計	殺害主体			
		AGE	PGF	空爆	不明*
2007	1, 523	700	629	n.a.	1 94
08	2, 118	1,160	828	552	1 30
09	2, 412	1,533	588	359	2 91
10	2, 794	2,041	430	171	3 23
11	3, 133	2,255	528	235	3 50
12	2, 769	2,338	324	126	1 07
13	2, 969	2,471	354	122	1 44
14	3, 701	2,677	610	104	4 14
15	3,				6

	565	2,324	628	149	13
16	3, 498	2,131	903	250	4 64
17	3, 438	2,303	745	205	3 90
18	3, 804	2,243	1,185	536	3 76
19	3, 403	1,668	1,473	700	2 62
20	3, 035	1,885	841	341	3 09
合計	42 ,162	27,729	10,066	3,850	4 ,367

* 殺害主体不明には、反政府勢力とアフガニスタン治安部隊・

外国軍の戦闘による民間人死者を含む。

[備考]

AGE: killed by Anti-Government Elements, 反政府勢力の行動に起因する死者

PGF: killed by Pro-Government Forces, アフガニスタン治安部隊や NATO 軍・米軍の行動に起因する死者

[資料出所]

国連アフガニスタン支援団 (UNAMA) 発表の資料より作成。

(慶応大学延近充教授：https://web.econ.keio.ac.jp/staff/nobu/iraq/casualty_A.htm より)

(6) 多国籍軍参加国の死者数はたまたま自爆攻撃の場に居合わせるかどうかだけの差である。米国に便利使いされる各国は、これらの死者を出し、戦場となって

被害を受ける国に住む多くの民衆の死傷者の恨みを買いつけるのである。甲C 4－1号証のアフغانستان戦争及びイラク戦争での犠牲者の姿を見られたい。これが戦争なのである。兵士だけが死傷するわけではない。むしろ、圧倒的に犠牲になるのは、戦場となった国の民衆である。戦闘に関わりもない一般の民衆、子どもたちがそれぞれの可能性も夢も奪われ、理不尽に踏みにじられている（甲C 4－1号証 1:20～1:36 秒,15:48～17:49 秒）。このような米軍による加害行為の手先として自衛隊は利用され、相手国の民衆に膨大な被害と加害者・加害国に対する根深い恨みを生み出すことになる。日本軍による第二次大戦の被害各国から現在も加害責任を問われているように、例えばベトナム戦争に米軍の要請により参戦した韓国は、ベトナムの民衆に対する加害責任をどう果たすのかが民主化の1つの課題となり続けている。

（7）加害行為への加担は、兵士が死傷するだけでなく、その精神を破壊し、加害民族の被害民族に対する加害責任として、長期間にわたり、深い傷跡を残す。

アメリカに便利使いされ多数の兵士を海外に送り続けるドイツが経験したことは、憲法9条による「海外派兵」の歯止めを解禁した日本が今後直面する事態を明らかにしているのである。

4 米軍支援法として安保法制法による国民への影響

（1）安保法制の制定によりどのような結果をもたらすかを国民保護法の観点から原告準備書面 22 は主張した。ここでは、そこで触れられていない、米軍他の各国軍への支援法としての安保法制の発動により国民、地方自治体の住民、民間企業の労働者がどのような立場におかれるのかを明らかにする。

（2）安保法制法の狙いと事態相互の関係

準備書面 20 で詳細に述べたように、新ガイドライン合意後、それを履行するための国内法制の整備が続き、安保法制法の制定により、新々ガイドライン合意に基づく国内法制の整備がされた。その結果、戦後日本政府が憲法9条の解釈とし

て設定していた海外派兵、他国の武力行使に対する支援等に対する縛りのほとんどはなくなり、自衛隊の武器使用・武力行使の範囲も飛躍的に広まった。ここでは、安保法制法制定後の状況の概要をまず示し、それを前提に国民、住民、労働者への影響を述べる。

(安保法制法の概要)

	事態・対象	自衛隊の行動	自衛隊の権限	
1	武力攻撃事態	防衛出動	武力の行使	
2	存立危機事態	防衛出動（集団的自衛権行使）		
3	周辺事態→重要影響事態	後方支援活動・協力支援活動 捜索救助活動 船舶検査活動 現に戦闘行為が行われている 現場でない場所なら活動可能	自己保存のための武器使用	武力の行使またはその危険
4	旧テロ特措法等→国際平和共同対処事態			
5	国際平和協力（PKO協力法改正）	国際連合平和維持活動 国際連携平和安全活動（新設）（安全確保業務、駆けつけ警護など、危険な業務の拡大）	自己保存のための武器使用 ・安全確保業務で ・駆けつけ警護で ・在外邦人の救出活動で	
6	在外邦人の生命等の緊急事態（自衛隊法改正）	在外邦人の救出等（これまでは輸送のみ）		
7	グレーゾーン事態	米軍等の武器等の防護（これまでは自衛隊の武器等の防護のみ）	武器等防護のための武器使用	
		治安出動・海上警備行動（電話閣議等による運用の迅速化）	武器の使用（警職法7条準用など）	

（福田護「安保法制改定法案の概要とその違憲性」長谷部泰男他編『安保法制の何が問題か』岩波書店 35 頁の表に基づき作成した）

以上の表のとおり、安保法制法の制定により、自衛隊が武力行使や後方支援活動、国際平和協力活動の範囲は極めて飛躍的に増加し、そのための要件も緩和された。

ア 安保法制法の狙い

安保法制法の制定により実施可能となった活動について、西原正監修朝雲新

聞社出版業務部編「わかる平和安全法制」（朝雲新聞社）は、「「自衛隊法」の改正により、平時においても自衛隊と共に日本の防衛に資する活動中の米軍に対し物品・役務の提供やアセット防護が行える（日米共同での警戒監視活動や共同訓練等）。さらに重要影響事態における後方支援活動（重要影響事態法）、国際平和共同対処事態における協力支援（国際平和支援法）、存立危機事態における米艦防護等（武力攻撃・存立危機事態法）が可能となった。また、「周辺事態法」の改正により、日本に重要な影響を与える事態における後方支援活動は、地理的制約が撤廃された。」（同所 80 頁）と解説している。平時から有事に至るまで、地理的制約なく、自衛隊が米軍等への物品・役務の提供や後方支援活動、協力支援、米艦防護等の活動を行うために、安保法制法が制定されたのである。米軍等の支援が主要な目的であることはここからも明らかである。

この法制の詳細は、準備書面 20 に主張しているが、本書面では、国民への影響という観点からそれぞれの事態の關係に焦点を当てることとする。

イ 武力攻撃事態と武力攻撃予測事態及び存立危機事態

（ア）武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を合わせて「武力攻撃事態等」という（事態対処法 1 条）。武力攻撃事態は、「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態またはその明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」を言い、自衛隊の防衛出動と武力の行使が認められてきた（自衛隊法 76 条 1 項 1 号、88 条、事態対処法 2 条 2 号）。武力攻撃予測事態は、その前段階であり、「（我が国に対する）武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」（事態対処法 2 条 3 号）を言い、防衛出動待機命令の発令や陣地その他の防御施設の構築などができる。

（イ）安保法制法は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合だけでなく、「我が国と密接な關係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白

な危険がある事態」を存立危機事態と名付け、これに対しても、自衛隊の防衛出動と武力の行使を可能とした（自衛隊法 76 条 1 項 2 号、88 条、事態対処法 2 条 4 号）。これが集団的自衛権の行使である。

(ウ) 武力攻撃事態等の場合も存立危機事態の場合も、政府は、防衛出等による武力の行使や国民保護措置等を含む対処基本方針を定めて国会の承認を得、事態対処本部を設置して、対処措置を実施する。

ただ、武力攻撃事態等の場合には、対処措置には、港湾・飛行場その他の特定公共施設等の利用に関する規制や、国民の避難等に関する国民保護措置等も含まれ、地方公共団体や指定公共機関も必要な措置を実施する責務を有する（事態対処法 5 条、6 条）し、国民は、「必要な協力をするよう努めるものとする」と定められている（同法 8 条）。

しかし、存立危機事態については、地方公共団体や指定公共機関の責務は規定されず、国民保護法も特定公共施設利用法も直接の適用対象とはされていない。

(エ) しかし、国会答弁では、存立危機事態と武力攻撃事態等とは異なる観点から評価される概念で、「現実の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多い」（2015 年 7 月 15 日衆議院平和安全法制特別委員会安倍総理大臣答弁）と両事態が併存することが想定されているのである。

結局、日本が、自国が武力攻撃を受けていないのに、他国のために集団的自衛権を行使して武力の行使に踏み切る場合は、武力攻撃予測事態や武力攻撃事態と重なることが想定される。そうなれば、日本が攻撃した相手国からの反撃も招くことになることは当然、予測されるところであるから、臨戦態勢が必要となる。したがって、存立危機事態において同時に武力攻撃事態等と認定され、地方公共団体や指定公共機関の責務も生じ、国民保護法等も発動される可能性があるのである。

ウ 武力攻撃事態と周辺事態（重要影響事態）、存立危機事態と重要影響事態及び

国際平和共同対処事態の関係

すでに準備書面 20 で述べたように、武力攻撃事態等と周辺事態は、「双方の事態が併存することがあり得る」（日本の防衛法制 235 頁）とされていた。上記のとおり、武力攻撃事態等と存立危機事態とは重複することがあり得るということになっている。そして、「存立危機事態は概念上は重要影響事態に包含される」（2015 年 6 月 5 日衆院平和安全法制特別委員会・中谷防衛大臣答弁）というのであるから、これらの概念は相互に一部の重なりを持った概念である。そして、同一事態が、重要影響事態にも国際平和共同対処事態にも該当することがあるのであり、その場合には、まず重要影響事態法の適用を検討し、適用できない時には国際平和支援法の適用を検討する（2015 年 6 月 12 日衆院平和安全法制特別委員会・中谷防衛大臣答弁）というのである。国際平和共同対処事態は、国連決議の存在が要件となっている（国際平和支援法 3 条 1 項 1 号）ので、船舶検査活動を除けばその要件が存在しない重要影響事態法の方が発動が容易だということになる。重要影響事態認定は日米の同盟調整メカニズムを通じて行われるというのであり、事実上米国によって重要影響事態の認定も決定される危険性が高い。

（3）各種事態と有事法制との関係

このように見てくれば、各種事態概念なるものは、その曖昧さ故に政府の認定（実質上は米国の判断）によって融通無碍に認定され、その後の対処措置が決められていくことになる。

ア しかも、実際に想定されているのもこのような想定が全くの想像ではなく、むしろ、自衛隊、防衛省もそのような運用を考えているのである。

（ア）2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ後のアフガニスタン戦争では、米国及びその同盟国が個別的又は集団的自衛権の行使として、アフガニスタンを空爆した。国連も国際テロリズムを非難し、国連加盟国に対し、その防止等のための適切な措置をとるよう求める決議を採択した。

これに対し、NATO が創設以来初めてとなる集団的自衛権を発動、英国も

同盟国としてアフガニスタン空爆に参加した。ロシアも米軍機の自国領空の通過を許可、ドイツはすでに述べたように、憲法解釈の変更によってに派兵し、後方支援活動を行った。

各国軍の派兵は、集団的自衛権を根拠として行われたものであるが、上記「「わかる平和安全法制」（朝雲新聞社）は、「米国同時多発テロ（9. 11）」はまさに米国本土が攻撃された事態だ。テロへの警戒は強まっているものの、今後どのような事態が発生するか予測できない。このような事案が発生し、その主体が東アジア、あるいは東南アジアであれば、米軍は反撃するために日本周辺でも作戦行動を展開する。具体的には空母等の機動部隊を南・東シナ海に展開させる。あるいは、日本の米軍基地から米軍輸送機で人員を戦闘地域に送り込むといったことが予想される。」（34 頁）と記載している。アフガニスタン戦争と同様の事態が発生すれば、日本は各国軍隊と同様に、戦闘地域に集団的自衛権を根拠として自衛隊を派遣することを予定しているのである。そもそも先制自衛権については、アフガニスタン戦争以前には、国際法上許されないと考えられていたものであるが、それがアフガニスタン戦争を契機としてこれが認められるとする学者が増えていった。上記の書籍は、自衛隊の準機関誌と位置づけられる朝雲新聞社の編集し、防衛大学の教授であった西原正氏が監修しているものであるから、その事例や見解は、防衛省・自衛隊のものと同じだと推察できるが、安保法制が成立した現在であれば、日本は英国、ドイツと同様にアフガニスタンに自衛隊が集団的自衛権に基づき派兵され米国と一緒に武力行使を行うのだと考えているということが重要である。アフガニスタン、イラクなどの中東の紛争地域取材してきたフリージャーナリストの西谷文和氏は、安保法制が制定された後の日本は、次にアフガニスタンやイラクのようなことがあれば、日本も戦地に行かされ、大量の人を殺し、多くの自衛隊員が死ぬだろうという（甲 C 4 号証 18:24～19:48）。

(イ) 現実には、日本は、このアフガニスタン戦争に際して、テロ対策特措法を制定して、2001 年 11 月 9 日、米軍等への協力支援に関する事前の情報収集のため、護衛艦「くらま」「きりさめ」、補給艦「はまな」をインド洋に派遣した。その根拠は、防衛庁設置法第 5 条の「調査・研究」（現防衛庁設置法第 4 条の 18）であった。同月 16 日基本計画が閣議決定され、同月 20 日に実施要綱が決定され、これを受けて当時の中谷防衛庁長官は、海、空自衛隊に派遣命令を発出し、同月 25 日、護衛艦「さわぎり」、補給艦「とわだ」、掃海母艦「うらが」が出港、「うらが」は被災民救援のためパキスタンのカラチまで援助物資を輸送して帰国。「さわぎり」「とわだ」はカラチまで「うらが」を護衛した後、「くらま」「きりさめ」「はまな」と合流。「不朽の自由作戦」の海上阻止行動に従事する米軍等外国軍艦船への洋上補給等の協力支援活動を開始した。一方、空自も第 1 輸送航空隊の C-130H 輸送機が在日米軍基地間の物資輸送を行った。」（「わかる平和安全法制」（朝雲新聞社）49 頁-50 頁）。これは、テロ対策特別措置法に基づいて行われた後方支援活動であるが、安保法制定後は、「「国際平和支援法」に定める「国際平和共同対処事態」に当たるため、自衛隊の派遣部隊は今後立法手続きなく国会の事前承認を経て現地に展開、他国軍隊への協力支援活動を行う」（前同「わかる平和安全法制」50 頁）こととなる。

問題は、この事態を「重要影響事態」と認定するか、「国際平和共同対処事態」と認定するかによって、重要影響事態法を適用するか国際平和支援法を適用するかが変わってくることになることである。そしてそれは、国際平和支援法が、国連の決議等を要求していることから、国連決議等があれば、国際平和支援法に基づく「国際平和共同対処事態」とし、国連決議等がなければ、「重要影響事態」として、重要影響事態法が適用されることとなると想定される。

(ウ) そして、このような重要影響事態法を発動しての外国軍隊の後方支援活動は、

安保法制法制定後は、それまでの周辺事態という地理的限定のない重要影響事態という認定がされれば、南シナ海での軍事紛争においても行われうる。

「某国が軍事力を行使し、フィリピン領の島嶼部を不法占拠した。フィリピンと軍事協定を結ぶ米国は集団的自衛権を発動、軍事介入した。シーレーンは封鎖されてはいないが、この海域の航行に危険が伴う状況となった」（前掲「わかる平和安全法制」40 頁）場合、「政府はこの状況を「重要影響事態」と認定。直ちに国会承認等の手続きを行い、海事補給艦を南シナ海に派遣、米艦艇への燃料補給など後方支援活動を実施。さらに大型護衛艦「いずも」を派遣し、米対潜ヘリへの給油も行う。また、米国及びフィリピン政府の要請を受けて日本は KC-767 空中給油／輸送機をフィリピン空軍基地に派遣し、戦闘機への給油も開始する。なお、この場合、米軍への弾薬の提供等も可能となる。」（前掲「わかる平和安全法制 40 頁」）と書かれているように、米国以外の外国が攻撃され、米国と同盟国であった場合、日本は、米国や外国からの要請で武力を行使する米軍等への後方支援（テロ対策特措法では禁じられていた弾薬提供も、戦闘行為の発進準備中の戦闘機への給油も行う）を行うこととなる。武力行使との一体化を避けるため「現に戦闘が行われていない地域」との限定はついてはいるが、戦闘行為を行っている軍隊への弾薬提供や戦闘行為の発進準備中の戦闘機への給油は、武力行使と一体化していることは明らかである。

(エ) さらに、上記（ア）のように、アフガニスタン戦争への経緯と派兵は、安保法制法が成立した後である現在では、「存立危機事態」と認定されることとなり、日本の自衛隊も集団的自衛権を根拠として、外国軍に対する後方支援だけでなく、これと一緒に武力行使を行うことも可能となる。この事例のように、米国本土がテロ攻撃を受けた場合（前掲「わかる平和安全法制」34 頁は、同時多発テロ（9. 11）を武力攻撃と考えているが、テロは犯罪であっても、武力攻撃ではないという主張も有力になされている）、「わか

る平和安全法制」34 頁は、「この事態が『存立危機事態』と認定できるのか、『重要影響事態』となるかについては、その時点における日本の状況の深刻さによって分かれるところだ。米国の被害が甚大で、その影響によって日本の社会そのものが危機的状況となれば、『存立危機事態』として米艦あるいは米軍航空機の防護を行う。つまり集団的自衛権による武力の行使である。日本の被害が、そこまでには至らず『そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態（重要影響事態）』であれば、米軍などの他国軍隊への後方支援活動を行うということになる。」「もちろん、在日米軍基地が攻撃を受けた場合は、我が国への武力攻撃であり、個別的自衛権を行使して反撃する。」（前掲「わかる平和安全法制」34 頁）と記載されている。重要影響事態、国際平和共同対処事態、存立危機事態、武力攻撃事態が截然と区別されているものではなく、流動的な概念であることがよくわかる。

（オ）そして、原告準備書面 20 で詳細に述べたように、武力攻撃事態と認定された場合には、直ちに国民保護法を含む事態対処法が発動されることになり、仮に武力攻撃事態とまで認定されず、存立危機事態と認定された場合でも、存立危機事態における対処措置として、事態対処法により、自衛隊による武力の行使、部隊等の展開、自衛隊等の行動が円滑かつ効果的におこなわれるための物品・施設・役務の提供等が実施されることが規定された。

他方、地方公共団体や国民の協力については規定されていないが、重要影響事態法 9 条には、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」

「2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。」との規定が設けられた。

準備書面 20 で述べたように、有事法制は、我が国が武力攻撃された場合に発動が予定されているが、以上のように武力攻撃事態と存立危機事態、重要影響事態がそれぞれ併存、重複し、包含関係にあることから考えれば、政府の事態認定によって、重要影響事態や存立危機事態のように、本来、有事法制により国民動員体制が予定されていない場合でも、同時に武力攻撃事態が認定されることによって、準備書面 20 の 35 頁～43 頁で述べたような国民の基本的人権の侵害は起こり得るのである。

事態対処法発令以前の段階にとどまる場合には、自衛隊は後方支援にとどまり、そこでは、他国の武力行使との一体化が生じていないかどうか最も重要な問題となる。イラク派遣の際の航空自衛隊の行動と同様の問題である。

事態対処法が発動された以降に想定される事態は、準備書面 20 の 41 頁から 43 頁で詳細に述べたように、行政の不服申立手続きも排除された状態で、国民の基本的人権が制限されることになる。防衛出動時の武力行使により、敵との戦闘行為によって生じた国民の損害は、自衛隊の行為は正当行為として違法性が阻却されるため、補償されないことになる。

それでは、安保法制法が成立した結果、労働者、国民、市民はどのような影響を受けることとなるのか。

(4) 安保法制法の成立によって労働者・国民・市民はどのような影響を受けるのか？

ア 地方公共団体・民間企業労働者の有事法制とのかかわり

(ア) 地方公共団体の職員

武力攻撃事態等において、地方公共団体は、武力攻撃に対する対処措置や国民保護に関し広範な責務を負う。そのため、職員も総力を挙げた取組を指示・命令されることとなる。住民の避難・救援・医療・生活安定等の国民保護措置の最前線に立つのは、地方公共団体の職員である。例えば、自衛隊法 103 条にもとづく武力攻撃事態における物資の使用。保管命令・収用等や、医

療・土木建築・輸送業者への業務従事命令などの強制的措置は、知事の任務とされているから、実務は自治体職員が行うこととなる。職員は民間業者やその雇用する労働者との厳しいやりとりを強いられることとなる。

(イ) 業務従事命令の対象者の範囲

武力攻撃事態における自衛隊法 103 条に基づく業務従事命令の対象者の範囲は、①医師・歯科医師・薬剤師・看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師、②建設業者、③鉄道事業者・自動車運送事業者・船舶運航事業者・港湾運送事業者・本邦航空運送事業者と指定されている（自衛隊法施行令 130 条）。

(ウ) 指定公共機関

a 各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便のほか、全国的ないし広域的な規模の放送事業者、電気・ガス事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令 3 条及び平成 16 年 9 月 17 日内閣総理大臣公示）。

b 地方指定公共機関は、都道府県知事がその地域で公共的事業を営む者から指定している（国民保護法 2 条 2 項）。

これらの指定公共機関・地方公共機関も武力攻撃事態等において、その業務について必要な措置を実施する責務を有し、国民保護業務計画を定めて実施する責務も有するため、その雇用する労働者も事業主からこれらの業務への従事を命じられることとなる。

(エ) その他の民間企業・労働者

a 武力攻撃事態等の有事や自衛隊の海外派遣に際しては、民間企業・労働者は、様々な形で戦争協力を求められる。例えば、旧テロ特措法にもとづくアフガニスタン戦争での多国籍軍への給油に際しては、自衛隊の補給艦や護衛艦の修理に必要な民間技術者が現地に多数派遣された。また、イラク戦争に対する日本の支援活動では、武器弾薬を含む装備品等や人員の輸送は 99%が民間の輸送力

に依存し、ここでも民間技術者が派遣されるなどし、しかもこれらは旧イラク特措法の根拠規定にもとづいて協力をもとめられたのではなく、国と民間企業との任意の契約に基づくものであった（2015 年 8 月 26 日参議院平和安全法制特別委員会会議録 25～28 頁）。

- b 安保法制法制定後の 2018 年 12 月 18 日に国家安全保障会議によって決定され閣議決定された「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下、新防衛計画大綱）では、「Ⅳ 防衛力強化にあたっての優先事項」「2（2）従来の領域における能力の強化」「エ 機動・展開能力」において、「迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る。」としている。この点、（当時東京新聞論説兼編集委員）半田滋氏は、「民間の船と違って自衛隊の船は敵から攻撃されても沈みにくい作りになっていますから非常に高価なんです。そういう高価な船をたくさん作るわけにはいかないという財政的な事情があります。自分たちの自衛隊だけではまかないきれない部分を民間の輸送力に頼っていこうといったことから民間船舶を活用していこうというアイデアになったわけです。」（甲 C 5 号証 8：54～）とその理由を説明している。

民間輸送力活用のため、民間のフェリー会社など 8 社が協同で特別目的会社を設立し、船の維持管理や船員の雇用を行う。防衛省は、この会社と契約し防衛出動や 災害派遣に活用する。契約金は 10 年間でおよそ 250 億円に上る（甲 C 5 号証 12：02）。この狙いについて、水野谷賢司防衛装備庁装備制度管理官は、「島しょ部への攻撃への対応や緊急時の対応に、あるいは大規模災害に自衛隊が優先的に活用できる船舶を確保するということでございまして、具体的には 72 時間以内に運航できる体制を確保していただくということでございます。」（甲 C 5 号証 11：42）と述べている。その有用性について水野谷は、「民間の資金能力を効率的かつ効果的に長期的に活用できる。我々の必要性も

あつて出ていただきたい時にまさに運航できるかどうかということを協議しまして、まず危険であるとかそういう状況では運航しない。」（甲 C 5 号証 12 : 36）と語っている。実際に、自衛隊はフェリーを借り上げ、隊員の輸送や訓練のために戦車の輸送がおこなわれている（甲 C 5 号証 0 : 06）。

- c 2016 年 3 月、防衛省が契約した民間船の安全性について、国会で議論となり、安倍首相（当時）は、「民間事業者に運航してもらう以上、安全の確保が大前提でありました。武力攻撃事態における、輸送についてあくまでも輸送を行っている間、すなわち輸送開始から終了まで武力攻撃が予想されない安全な地域に限って行うものであり安全確保のために万全を期していることは言うまでもないわけでございます。」（甲 C 5 号証 27 : 41～28 : 20）と答弁している。

しかし、湾岸戦争では、政府が米軍の物資を民間企業に輸送を依頼し、事前の条件では、戦地には行かないということであったのに、実際には米軍の指示により、日本船の立入が禁じられていた戦闘地域に米軍物資を運ばされていた（甲 C 6 号証）。当時の日本の法制度ではアメリカの要求に応えられなかったにもかかわらず、後方支援行為が行われたのである。甲 C 6 号証のインタビューで当時の外務省北米局長松浦晃一郎氏は、「目に見える協力をしてほしいというのがアメリカからのみならず国際社会全体の声だったんですね アメリカはより具体的に言えば自衛隊を後方支援で出してほしいと 海上自衛隊ですね 今のようない新しい安保体制ができていれどかというこはありますけれど も 当時はもちろんそういう体制ができていないし そうするとやはり民間で協力すると。」（甲 C 6 号証 6 : 57 秒～）と答えている。

- d この要請に対し、全日本海員組合は航行を拒否した。それは、第二次大戦当時、徴用により戦力輸送を担当した民間の船舶が米軍に徹底的に狙われ、補給路を断つため、日本の民間船が沈められたという教訓があったからである。太平洋戦争での死亡率は、民間船員 43%に対し、海軍 16%と軍の 2 倍以上に上った（甲 C 5 号証 17 : 43～27 : 00、甲 C 6 号証 13 : 54）。このような犠牲の教訓

を踏まえ戦後の海員組合は、戦争への協力を拒否していたのである。

- e これに対し、海員組合が説得に応じ、武器弾薬などを積まない。輸送の内容次第で船員は乗船を拒否できるなどの条件を付けることで運航が再開されることになった。日本政府は大手船会社が協力を拒否したため、小さな海運会社に協力を求め運航することになった。その際、政府と契約シラクへの攻撃準備を進める多国籍軍を支援するためペルシャ湾に派遣したのが、「平戸丸」と「きいすぷれんだあ」であった。「きいすぷれんだあ」の船長は、「戦争には行かない戦争には参加しない武器弾薬を運ばない」という条件を付けた。当時の外務省松浦晃一郎北米局長は、国会審議で、「次の諸点につきましてアメリカとの間で了解をしております。武器、弾薬、兵員は輸送対象としないこと協力相手国の指揮命令下には入らないこと 乗組員の安全のために安全航行に関して緊密に協議すること。」（甲C 6号証 27：03）と答えている。
- f 日本政府は、東経 52° から西を危険海域とし、船の航行の禁止していた。しかし、米軍が要求した行き先は、52° 線よりも西にあるダンマンだった。米軍将校は、日本政府は憲法に反するから戦争に参加しているといえないと事前に説明を受けていたのに、日本政府が輸送船を送った事実には驚いたという（甲C 6号証 36：30）。輸送船の船員は、アメリカ軍の将校が度々乗り込み行き先を指示していたと語っている（甲C 6号証 35：16）。そして、運んだ物資は、「（運んだ）トレーラーは大切な物資や燃料を運んだのだろう。間違いなく軍事目的に利用されたと思う。」（甲C 6号証 37：31）というように、軍事物資であった。しかも揚地は日本政府が立入自粛を要請しているダンマンであることを明記された公文書に外務省北米局長松浦晃一郎及び運輸省海上技術安全局長戸田邦司はそれぞれ記名し押印してそれを承認している（甲C 6号証 37：55）。政府が安全を認めていることを理由に、全日本海員組合もダンマンに向かうことに同意していた。「きいすぷれんだあ」がペルシャ湾に入港した時、水先案内人は、毎晩ミサイル攻撃があると言い、防毒マスクを腰にぶら下げて

いた。当時、化学兵器が使われているという情報が流れ、「きいすぷれんだあ」の船員にもガスマスクが配られた。入港後 3 時間あまりが過ぎた頃（1 月 22 日午後 5 時 45 分）、ミサイルが飛来し、港に配備されていたパトリオットが発射された。付近へのミサイル攻撃は二日間にわたった。それは、揚げ荷をしていた米軍の輸送部隊の若い兵隊が「おんおん」と泣き、米軍の将校がなだめている様な状況であった（甲 C 6 号証 47：07～45:11）。日本政府の説明とも、海運組合の説明とも異なるダンマンの状況に対し、松浦北米局長は、「人的被害も物的被害もでなかったのも、良かったと思った」というだけであり、運輸省海上技術安全局長の戸田氏に至っては、「（運輸省としては）対応できない。いやいやその船は動いているし、その荷役も計画どおりしないとならないから、あのいちいちそれで船を止めたり、行き先を変えたりしたら、また大変な面倒な話になる。突発的なことですからね。あり得ることなんで。ああそうというくらいの話です。」と言うだけである。船長の橋本氏は、現場での出来事を報告書にまとめ、船会社を通じて外務省に提出した。「岸壁上の兵隊は皆マスクをかぶりながら倉庫に駆け込んだのが見え、本船も皆船内に入り、通風をストップしドアを閉めました。安全地帯かどうかというよりも戦闘地域との感じがあります。本船入港当時は戦場であった。」と報告している。この報告書は、無期限の極秘として扱われていたが、ミサイル攻撃にさらされた後も帰国の指示はだされなかった。政府の要請により米軍物資を輸送した民間輸送船がミサイル攻撃にさらされたことを報告した文書を公表すべきかどうかについて、松浦北米局長は、「当時の私の国会答弁を見てくださいよ。（90 億ドルでいかに）予算委員会で連日やり、さらには外務委員会、大蔵委員会を全部やっているんですから、こういうこの問題はほぼ徹夜の連続ですから、申し訳ないけど下に全部授權していますから。」（甲 C 6 号証 56：38）と言って、文書は公表されるべきでないと言う。戸田海上技術安全局長は、「国会に公開していいことなんか何もない。うるさいだけ。こんな中身までさ、国会で質問な

んかされて答えられる話じゃない。余計な労力がかかるじゃないですか。この忙しい。もの凄く忙しい時にさ。国会議員に呼び出されて野党なんか『お前らこんなこと隠している』なんて言われたらね。もうあれですよ能力の 3 倍あっても 4 倍あっても足りない。だから知らせないですむことは知らせない。」（甲 C 6 号証 57 : 49）と、「国会での追及がうるさいだけだから知らせないですむことは知らせない」という。これは本音であろう。しかし、国権の最高機関である国会での審議に対して、国に行方に関わる情報を、「忙しい」とか「うるさいから知らせない」という官僚のこの感覚は、その後、今日まで続いている感覚なのであろう。

g 法律による協力や強制ではなくても、国と民間企業との任意の契約という形で、企業が戦争や武力紛争に関与し、そこで働く労働者が関連業務への従事を命じられることとなる。民間の労働者が戦争にかり出される時、形式がどうあれ、国からの要請は拒否できない圧力として働くであろうし、この国では拒否する者は非国民扱いされることとなる（甲 C 5 号証 1 : 43）。

そして心ならずも戦争に協力・加担させられた者は、その後、心に深い傷を負い続けることになるのである。

戦場には行かせないという事前の約束に反し、戦場に米軍の物資を運ばされた船長は、「後方支援で武器弾薬を積まなければ憲法に違反することもないしこの程度ならやっぱり対応しなきゃいけないのかなというのを感じましたね。それ程まで圧力がかかるのであれば 9 条を守るならここまでならば許されるのかなという気持ちはありませんでしたね。」（甲 C 6 号証 24 : 05）と語り、「後方支援の問題もありますね。多分ね。そのやっぱりしないですめばしないほうがいいですね。やっぱりね。戦争にある意味加担したわけですからね。もう戦争には二度と手を触れたくないというか染めたくない。」（甲 C 6 号証 59 : 19）と答え、テレビレポーターから「少し触れたという思いはありますか」と聞かれた船長は、「（泣き出すのを必死にこらえ目頭を押さえそして泣きながら）す

みませんちょっと…ありますね。」（甲C6号証 59：53）と自らの心の傷を語っている。これは、憲法9条を内面化した日本人が自分が憲法9条に反する戦争に加担してしまったことに対する心の傷である。これは、政治的少数者の不満や憤懣の声ではない。日本の憲法9条下で生きる多くの民衆は、このような思いを抱いている。原告らも同様である。憲法9条に違反する行為を認めることによって戦争に加担したくないという思いを傷つけられるという点で共通のものがある。

この米軍の後方支援で民間船舶を戦場に派遣したことに対して、当時の外務大臣であった中山太郎氏は、「船を派遣したこと自体が戦争に加わったということですから。いろいろな経験を国民がして脱皮していくわけですね。まあそういう意味では日本は成功した。」（甲C6号証 58：52）と感想を述べている。戦場で他国の後方支援をすることは他国の武力行使と一体化することであるから憲法9条1項の武力行使の禁止に違反することになる。イラク戦争で米軍の武装米兵を運んだ航空自衛隊の行為が憲法9条1項に違反すると判断されたのと同様である。そして、そのことを当時外務大臣の立場にあった者が、「船を派遣したこと自体が戦争に加わった」ということだとして憲法違反に該当することを認識しながら、「いろいろな経験」の1つですませてしまっているのである。外務省の北米局長の発言、運輸省海上技術安全局長の発言、いずれを見ても憲法9条に違反することの重みは微塵も感じられない。この政治家や役人と民間船の船長との憲法9条に対する受け止め方の差こそ、この事件で問われていることである。すでに出された同種事件の裁判所の判決は、判決を下した裁判官も、憲法尊重擁護義務がある立場にありながら、これら政治家や役人と同様の認識しかないものといわざるを得ない。普通の人々が憲法9条を内面的な規範として極めて大事なものと思っていることを全く理解できていないのである。

5 台湾情勢の危険性

(1) 現在迫っている危機は、地球の裏側やホルムズ海峡ではない。2021年3月9日連邦議会上院軍事委員会で現インド太平洋軍（INDOPACOM）のデビッドソン司令官は、「この10年、実際には6年先にはこの脅威（中国による台湾武力侵攻）が明白になる。」と証言した。次期 INDOPACOM 司令官の指名承認のための上院軍事委員会で、アキリーノ海軍大将もデビッドソン司令官と同様の認識で「私たちが考えているよりももっと切迫している。」と述べたという。

また、上院軍事委員会にスコット議員が「台湾侵略防止法案」を提出している。上院外交委員会では超党派で包括的な対中戦略法案が提出され、その中に、「台湾防衛は日本の領土保全に死活的に重要」との現状認識が盛り込まれていると言われている。2021年4月17日のバイデン大統領と菅首相の日米首脳共同声明でも、「日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す。」と52年ぶりに日米首脳間の文書に台湾が明記された。

(2) 台湾有事の際に、日本がどのような立場に立つのか。台湾近海に進んで軍事的圧力をかけようとする米艦隊と、これを阻止しようとする中国側との緊張が想定される。その時、安保法制により米艦防護が認められた海上自衛隊は、米艦隊の先頭に立たされ弾除けとして、格好の攻撃目標になる。中国にとっては、最初から米艦隊やアメリカの原子力空母を選んで攻撃を加えて沈めようと、引き返しのできない対米全面戦争になる危険性もあるため、海上自衛隊を選んで、これに警告するなどの形で最初の攻撃が行われる可能性が高い。攻撃を受けても、自衛隊は米艦を防護する任務のため米艦隊が進む限り自らの判断で引き返せず、中国側も次第に警告の攻撃を強めることとなる。自衛隊側は、自らの安全の為に引き返すことはできないため、米艦防護の任務を続けざるを得ない。そうなれば、米艦防護の枠組みでの武器使用として、

事実上応戦せざるを得なくなる可能性が高くなる。自衛隊が応戦すれば、交戦状況が生じることになる。日中双方に人的、物的損害が生じる。米艦隊は、大統領の命令がない限り、中国と開戦しない可能性が高い。日中双方、メディア、世論はエスカレートして、台湾有事をめぐる軍事衝突が、米中戦争でなく、日中戦争として、南西諸島や沖縄、九州地域で大規模に起こる危険性が、現実のものになってきている。

- (3) その時、台湾有事は日本の存立危機事態となる。このような認識は、これまでの日本政府の公式的な対中政策を大きく転換させることにつながる。

自衛隊は現在奄美大島と宮古島へ陸自ミサイル部隊を配備している。対空、対艦ミサイル部隊であり、石垣島へも配備するための作業を進めている。さらにこれらの陸自部隊へ配備されている12式対艦ミサイルを改良して、射程900キロ、最終的には射程1500キロまで伸延するための改良を行う計画である。陸自水陸機動団をもう一つ増設して、沖縄へ配備する計画もある。

米軍は、琉球列島を含む日本領土へ地上発射の中距離ミサイルを配備する計画を進めている。これは台湾海峡有事をにらんだ態勢作りである。海兵隊の組織体制も変更し、第三海兵師団（沖縄配備）の中に、3個海兵沿岸連隊を作り、小規模の部隊が第一列島線上の島しょ部へ事前配備され、対艦ミサイルとF35Bを配備して中国海軍の動きをけん制し、戦闘状況に応じて配備部隊が島から島へ機動する作戦構想（EABO 遠征前進基地作戦）を進めている。この作戦構想の中に陸自水陸機動団が含まれると考えられる。防衛省はF35Bを九州（宮崎の新田原基地と考えられる）へ配備することを公表した。これも琉球列島での中国軍の動きをけん制し、中国軍と戦うための態勢である。

- (4) 日本政府は国民に何の説明もないまま中国との戦争準備の態勢を作りつつある。敵基地攻撃能力もこのような軍事政策の一部となる。安保法制がこれで果たす役割は極めて重大である。情勢緊迫時から中国軍抑止のための日米

共同演習の際の米軍防護（自衛隊法第95条の2）と弾薬、燃料などの供給（ACSA 協定）、共同の警戒監視活動と武器等防護活動、さらに不測の事態では日米一体となった軍事活動（重要影響事態の認定から存立危機事態での集団的自衛権行使）となる。これらは台湾への中国軍の侵攻の際の米軍による台湾防衛のために発動される。それは、台湾防衛の軍事的・外交的義務を負っていない日本が、安保法制が「導水路」となって、米国と共同して台湾防衛の義務を負う結果へとつながる。その結果、日本は沖縄本島、琉球列島だけではなく、日本本土も中国軍によるミサイル攻撃の標的となる。米中間の武力紛争の最前線に立たされることとなる。このような危険性に日本にすむ人々が立たされているのである。

- （5）このように米戦略の中で日本の自衛隊は、米軍の兵站を担当し、弾よけとされ、一旦、戦端が開かれるや米軍と一体となって軍事活動へと切れ目なく突っ込んでいく。その時、日本国民は否応なく、戦争を遂行する国の中に組み込まれ様々な協力要請や要請を受けた企業の従業員として業務命令で戦争の一翼を担わされることとなる。それが、重要影響事態から存立危機事態、武力攻撃事態へと事態が深刻化するにつれ、地方自治体や指定公共機関は法的な義務を負わされ、職員は否応なく協力を強いられることとなる。

「平和」な日常は一瞬にして消滅してしまう。その時、日本国民は政府の指示や命令を拒否し、法的に争うことができるだろうか。同種訴訟ですでに判決の出た他地裁はいずれも口を揃えたかのように原告には、「まだ具体的な権利侵害はない」として平和的生存権の具体的権利性を否定する。しかし、その判断をする裁判官に安保法制法制定後の我が国の法的制度と一旦、政府によって事態認定がされれば、じつくりと裁判などしている暇もないほど事態が急展開し、もはや手遅れになっているということが分かっているのだろうか。かつてのイラク訴訟での全国の裁判所・裁判官が自らの良心に掛けて様々に平和的生存権の権利性を認めようと努力したのは、他国への自衛隊

の派遣が、どれほど日本と日本に住む人々に重大な影響を与えるかについての切迫した危険を感じたからに他ならない。今だけ、ここだけを判断すれば良いのではない。まさに近い将来、何が生じるのかを深く洞察することがこの種事件を裁く裁判官には求められるのである。

6 この国は立憲主義国家か？

(1) 古関彰一は、1955 年 8 月安保条約改正を求めて訪米した重光葵外相が、ダレス国務長官に次のような発言をしたことを紹介している。

「われわれは現在の安保条約に取って代わる新しい防衛条約を締結することを目的として、状況の再検討を行うことが両国にとってもっとも利益になる時期が来たと感じている。…

この新条約はアメリカがオーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、中国（台湾）や他の国々と結んでいる条約に似た型のものになるかもしれない。そして、相互防衛に関しては、各締約国が西太平洋地域における相手国の領土または施政権下の地域に向けられた攻撃を、自国の平和と安全にとって危険であると認め、その共通の危険に対して自国の憲法上の手続きに従って行動する旨の規定を含むものになるかもしれない。」（坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000 年、148 頁）」（「対米従属の構造」みすず書房 229 頁）

「これに対してダレスはこう答えたという。「日本は海外派兵ができないのだから、共同防衛の責任は負えないではないか。」それを受けて重光はそのような場合は「日米双方で協議すればよい」と答えたという。これに驚いたダレスは、「協議をすれば憲法が変わるとは知らなかった（I don't know that consultation can change your constitution）」と切り返したという。」（前同書 230 頁）このエピソードを紹介した古関は、「ダレスは、重光のこの一言で、日本政府がいかに立憲主義を重んじない政府であるのか、思い知らされたに違いない。」とコメントしている（前同書 230 頁）。

(2) 集団的自衛権行使が議論されている時期に、日本人大学生とドイツ人大学生の対話が行われたことがある。日本で生まれ、育ち、日本とその国民が好きというドイツ人大学生（クリスティアン・トリーベル Christian Triebel）は、「今の日本は外国から見たら矛盾だらけで、憲法 9 条は日本にとってもったいないと思うくらいです。」、「国民は選ばれた政治家が国民の意思をしっかりと政治の中で生かしているのかを常にチェックし、評価し、批判をしなければならないのに、それをするための一つの判断基準である憲法を当てにせず、周りの様子ばかりうかがって、みんなと同じ意見なら安心し、違うと思うなら黙ってしまいます。みんなが何をしているかが日本では物事の判断基準になってしまっています。ここにもう一つドイツとの大きな違いがあります。ドイツ人にとって大事なものは、みんながどう思っているかやみんなが何をしているかではなく、法律が定めていることが何で、法律が自分にどういう権利を与えているかということです。ところが日本人にとっては、法律が定めていることよりも、周りの雰囲気や流行、人間関係が要求していることが大事です。ドイツ人にとってルールが行動の基準になっているのに対して、日本ではみんなの行動がルールの基準になっています。」（「憲法 9 条、日本人には「もったいない」・加藤周一＋浅井イゾルデ他編『憲法 9 条新鮮感覚－日本・ドイツ学生対話』花伝社」22 頁）と批判している。先に述べた同種事件を担当する裁判官も含め、日本人全体に対する批判として、この批判は本質をついている。

(3) 平和的生存権は侵害されていないのか？

名古屋高裁判決は一般論として平和的生存権の具体的権利性が存在することを認めその場合の例示として、「憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法 9 条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表

れとして、裁判所に対し当該違法行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。」との判示している。しかしこの例示の事態は、すでに日本が極限事態に陥った場合であり、その時、このような具体的権利があると言うことに意味があるのか、すでに権利行使などできない状況ではないのか、平和的生存権が認められるとすれば、その前の段階で認められるべきものではないかと問いなおされなければならない。勿論、名古屋高裁違憲判決が、一般論としての平和的生存権の権利性を肯定したことについて、棟居教授は、事実行為の違憲判断をする際に一般論として平和的生存権を肯定することは、違憲の事実行為かどうかの判断をするのに有用であったと認めている。問題は、一般論としての平和的生存権ではなく、具体的な損害との関係で問題とされる平和的生存権は、果たして極限状態でなければ保障されていないものなのかということである。

国が戦争状態になった場合には、国民のほとんどは、戦争状態の中で戦争に反対する者を異端者として迫害することは、日本における戦前社会の状態だけでなく、冷戦下での赤狩りの際や、アフガニスタン戦争の際などにおける米国社会の状態について見れば明らかである。従って、「権利の行使は、極限状態において保障されている」と言っても「平和的生存権」を日本国憲法で保障していることの意味は極めて小さなものとなってしまう。例えば、浦部法穂は、「個別的な現実的利益のレベルに、少々限定しすぎている。」（浦部「憲法学教室」第3版日本評論社 427 頁）、「日本国憲法の掲げる『平和的生存権』は、こういった目に見える具体的な不利益を排除するだけの権利ではない」（浦部前掲書 428 頁）として、「たとえば、兵隊にとられるとか軍事目的で財産を収用されるとか、あるいは、まさかのときに攻撃を受けるとかの不利益は、たしかに、日本国憲法のもとで、国民に強要することの許されないものである」が、「そういう現実的・具体的な形の不利益が国民に及ぶか否かにかかわらず、む

しろ、それ以前の問題として、『平和』の阻害それじたいを権利（人権）侵害といちづけることによって、国による『平和』阻害行為を排除しようとするのが、日本国憲法における『平和的生存権』の考え方なのである。」（浦部前掲書 427 頁-428 頁）と述べている。はたして極限状態で権利行使は可能なのか、むしろそれが困難だからこそ、その前の段階で極限状態にならないようにするための権利こそが、まさに平和的生存権なのではないかという問題提起である。

アメリカの 9. 11 後のアフガニスタン戦争の際の社会の状況は、極限状態下の社会の状況を想像する手がかりとなる。また、我が国の新型コロナ禍における日本社会の状況は、それを想像するきっかけとなる。

今、権利行使できなければ、権利は保障されていないのではないか？という問いかけは、この裁判を担当する裁判官が持たなければならない疑問である。極限状態となった時、裁判が提起されうるのか、提起された裁判で裁判官は個々人の権利を守れることができるのか。準備書面 20 で述べたように「戦闘状態での自衛隊の行為は正当行為であり、違法性は阻却される。」そして、空襲被害による被害救済を国に訴えた裁判で、裁判官達は国民が等しく受忍しなければならない被害だとして、戦争による被害を切り捨ててきた。その姿を見れば、極限状態で裁判により権利が救済されるとは考えられない。前述のように、むしろ、そうなることを防ぐことにこそ日本国憲法が、「平和的生存権」を認めた意味はある。裁判官は、これまで本準備書面で縷々述べてきたように現在の日本が置かれている状況とその中で日本が選んできた選択がもたらすものを正面から責任をもって受け止めるべきである。戦争によって最も傷つき被害を受けるのは、社会的弱者である子どもや障害者である。社会において弱い立場に置かれ、国の進路について意思表示ができない者により深刻な被害が生じるのである。その結果、被った被害については、「国民が等しく受忍しなければならない」と言われて、国の進路の選択に関われないまま被害を被った者が納得できるであろうか。

7 司法の役割とは

司法権の役割は、私権の救済と憲法保障にある。安保法制法制定後の日本の状況は、最高法規たる憲法の根幹を覆すものである。政府が戦後一貫してきた集団的自衛権行使を認めないという原則を一内閣の閣議決定で覆し、その閣議決定の集団的自衛権行使容認の要件すら具体的な安保法制法では緩和されている。立法機関は形式的な関与以外、実質的に合憲性や法律の要件論についての議論を詰めるという作業は全くされていない。その殆どの責任は、国会での議論の機会を極力避け、立法化のためにどうしても避けられない時には、問いに正面から答えず、ただ質問時間が経過するのを待つという政府の対応に責任がある。時間が経過すれば、審議が尽くされていなくても強行採決によって法律を成立させてしまう。これは、民主的手続き自体を形骸化させるものである。権力分立によって、それぞれの国家機関が自らの役割を果たすことによって、民主的な国家としての健全な運営がされることを理想としている憲法の立場からは、許されない運用である。その不正常な状態を糾す権限を与えられている国家機関は、司法以外に存在しない。日本とそこに住む人々にとっての深刻な危機に司法が役割を果たせないのであれば、その存在価値はない。ひるまず、忖度なく憲法の立場から立法と政府の行為が憲法にかなうものかどうかを正面から判断することこそ裁判所の役割である。裁判官として良心に従い、憲法に則った判決を期待する。

以上